

## 【学生の支援】

### 1 修学支援体制について

#### (1) 全般

本学は、①「広く知識を授けるとともに、深く薬学に関する学術を研究教授する。」②「臨床に関わる実践的能力をもつ人間性豊かな薬剤師を育成する。」③「薬学の専門知識と技術を備えた医薬品開発関連等の研究者・技術者を育成する。」の三つを教育の目的とし、学生が効果的かつ効率的に本学が求めています人物像に到達できるよう、入念に設計されたカリキュラムの下に、薬学教育を実践しています。そして、教育体系を学生に十分理解させ、6年間及び4年間の学修を無理なく成し遂げさせるために、新入生オリエンテーション及び前・後期の教育開始前に学年別ガイダンスを実施するとともに、薬学教育センターや国家試験対策委員会などの専門的な組織を設置して、きめ細かい学習支援体制を整えています。

#### (2) 入学者に対して、薬学教育の全体像を俯瞰できるような導入教育を行っています。

入学後4月上旬の新入生オリエンテーションにおいて、学部長、教務部長及び教務・学生課等の職員が、本学で行われる薬学教育や学生生活全般の説明を行っています。また、新入生導入教育として行っていますスタディースキルズ教育において、教授項目のイントロダクション・内容説明、高校と大学における勉学に臨む姿勢の違い、本学における学修の仕組みとルール、進級基準や授業出席、中間・定期試験などに関する注意事項、指導担任制など、就学上の重要事項について、資料を配布して解説しています。

また、新入生の学力の素養を把握するため、入学後に化学、生物学、数学・物理学の基礎学力確認試験（ブレイクメントテスト）を行っています。成績が振るわなかった学生には、指導担任が成績に基づいた履修・学習指導を行っています。また、有志の教員により勉強会・補習授業を行い、化学・物理系科目が不得意の学生に対して学習支援を行っています。

#### (3) 研究室に配属されるまでは、講師以上の各教員が各学年の学生6人程度を受け持つ「指導担任制」を設けています。

指導担任は、各学生との定期的な面談を通じて、成績のみならず生活状況・健康状態などを把握し、学修に専念できるよう生活面全般に対する指導及び助言を行っています。指導担任のみでは対応できない場合は、学部長、教務部長、学生部長、薬学教育センターの教員と協議し、必要があれば保護者との面談も行っています。

#### (3) 2年次以上の学生に対しても、ガイダンスを行っています。

前期及び後期の各教育開始前に、学年別ガイダンスを行い、資料を配布して進級基準や授業出席、中間・定期試験及び学生支援等について、再徹底を図っています。

5年次の実務実習については、実習担当教員が学生に対して、実習開始前に関係資料を配布し、直前講習会を行っています。その中で、各実習施設における注意事項及び「実務実習指導管理システム」の利用方法についても説明を行っています。

#### (4) 在学期間中の学生の学習状況に応じて、薬学教育科目の学習が適切に行われるように、履修指導・学習相談を行っています。

中間・定期・追再試験後には、指導担任教員は担任学生の成績を把握して、学生に成績を配布し、成績に基づいた履修・学習指導を行っています。また、保護者と連携した履修指導を目的に保護者の皆様がお子様の成績・講義の出席状況等を逐次確認できるアンシンサイトを運営しています。

授業担当教員は、オフィスアワーを設けて在室時間をシラバスに明示し、対面によるほかメールを活用して学生の質問や疑問などに対応しています。

薬学教育センターには、教養科目から薬学専門科目までをカバーする専任教員（基礎・有機化学・医療薬学、情報科学、健康管理の専門的分野を担当）が常駐しており、履修、学習方法、授業内容など学生の多様な質問や疑問に、いつでも対応ができる体制となっています。留年生・成績不振の学生には、学習相談や履修・学習指導、生活指導などを行っています。さらに、薬学教育センターが運営する学内個人指導があります。この制度は、上級生が下級生を教えるもので、教えられる側の下級生にとっては、1年前あるいは2年前に自分の不得意科目を履修した上級生から授業のポイントや勉強の仕方、試験対策などを丁寧に教えてもらえるので、受講する学生にとっては、気楽に相談できるという長所があります。教える側の上級生にとっても、単に過去に履修した授業の内容を振り返るということに留まらず、下級生に教えることを通して、授業の内容の新たな発見やより深い理解を得るといったメリットがあります。下級生と上級生の組み合わせは、下級生と上級生に薬学教育センターの教員を加えた3者面談で決めています。

## **2 学生の経済的支援について**

### (1) 奨学金等の経済的支援に関する情報提供窓口を設けています。

学生には、日本学生支援機構、日本政策金融公庫及び各種団体などの給付型及び無利息・低利息の貸与型奨学金、並びに授業料等の減免等の利用について新入生オリエンテーション、ガイダンス及び学内掲示板にて案内しています。

### (2) 大学独自の奨学制度を設けています。

入学試験の成績優秀合格者に対しては、特待生または特別奨学生として授業料の全額免除あるいは減額の措置を講じています。

本学独自の奨学金制度（無利息の貸与型）として「横浜薬科大学修学支援貸与基金」を設置し、家庭の事情や災害などで修学が困難になった学生、留年で経済的負担が増して退学を余儀なくされる学生などの就学困難者への経済的支援を実施しています。加えて、東日本大震災や熊本地震等の大規模災害発生時には、学費負担者の被災状況を調査し、被災状況に応じた学費の減免を実施しました。

## **3 健康管理支援について**

### (1) 学生のヘルスケア、メンタルケア及び生活相談のための態勢を確立しています。

校医、産業医、看護師2名及び公認心理師が在籍し、医務室及び学生相談室を設置しています。これらの態勢については、学内に掲示するとともに、入学時のオリエンテーション及び前期ガイダンスの際に説明しています。

メンタルケアにあたっては、前記の医療従事者のほか、専任教員も学生相談員として精神的な問題や人間関係の悩みを抱えている学生の相談に対応しています。相談には、他の学生の目につきにくい図書館棟10階の学生相談室や事務センター内の面談室を使用し、相談者のプライバシー保護に努めています。

インフルエンザを始めとする感染症や食中毒など、季節ごとに注意すべき事項を学内に掲示することによって、学生自身の健康管理の意識向上を図っています。

#### (2) 定期健康診断を毎年4・5月に実施しています。

受診に関する学生へのお知らせと指導は、入学時のオリエンテーション及び前期ガイダンスの際に行うとともに、学内掲示板及び全学生への一斉メールにより周知しています。受診率は、毎年90%以上であり、未受診学生及び融所見学生に対しては、医療機関での検査等を指導しています。

### **4 ハラスメント防止について**

#### (1) ハラスメント防止に関する諸規則を整備しています。

ハラスメント防止に関する規程として、「セクシャル・ハラスメントの防止に関する規程」、「パワー・ハラスメント等の防止に関する規程」及び「ハラスメント防止委員会規程」を整備しています。

#### (2) ハラスメント問題に対応する委員会・相談窓口を設置しています。

ハラスメントの発生を未然に防止するために、またハラスメントに起因する問題に迅速な対策を講じるために、ハラスメント防止委員会（教職員、事務職員の男女が委員）を設置しています。ハラスメントに関する苦情及び相談に対応するための窓口として、ハラスメント相談員を配置しています。また、学生課のカウンターに、ハラスメントに関する相談箱を設置しています。

学内の相談窓口に加えて、学外にもカウンセラー等の専門家からなる「学外相談員」がおり、メールや電話などで相談できる体制を取っています。

#### (3) ハラスメント防止に関する取組みについて、学生へ周知・説明しています。

ハラスメントの防止とその相談窓口については、前・後期の初めに行われるガイダンスで説明しています。毎年、相談員名及び連絡先等を記載したハラスメントに関するリーフレットを作成し、学生及び教職員全員に配布するとともに、学内に掲示し、周知に努めています。

### **5 身体に障がいのある者等に対する支援について**

#### (1) 受験の機会を提供するよう配慮しています。

本学はあらゆる受験生に機会の均等を保証するために、受験資格に心身に関する条件を定めていません。出願時に健康診断書の提出を求めておらず、入学試験募集要項には、受験時に特別な配慮を必要とする場合は事前に申し出る旨を記載しており、申し出があった受験生に対しては、必要に応じて介助者を同行、別室受験などの対応を行っています。

## (2) 施設・設備上及び学修・生活上の支援体制の整備に努めています。

入学時に提出する「健康調査票」には、障がいや疾病について記載する項目を設け、学生委員会、学生課、指導担任と保護者が連携して学生の状況把握に努め、学生が安心して勉学に励むことができるよう支援体制を取っています。

身体に障がいのある学生が不便のない学生生活を送ることができるようにするため、車椅子による移動を容易にするスロープ、エレベーター、身障者用トイレ、自動ドア（一部）の設置などを推進し、学内のバリアフリー化を進めています。また、発達障害やLGBTの学生に対しては、慎重な指導担任の選任や、ロッカーの設置場所、実習の班分けなどについてもきめの細かい配慮をし、心身ともに健全な状態で学修に専念できるよう、ソフト面の学修環境の整備にも努めています。

## **6 進路支援について**

### (1) 就職支援組織として、キャリアセンターを設置しています。

キャリアセンターは、学生の就職活動を支援するために開設され、厚生部長がキャリアセンター長となり、教員、事務職員が連携して運営しています。全学生について早い時期から自己分析し、早期に進路決定を行うようにアドバイスし、就職活動の支援を行っております。こ

### (2) キャリアセンターでは就職を支援する以下の取組みを行っています。

- ア 学年別のキャリア支援プログラムを実施し、薬業界データ等を提供しています。
- イ 1年次に早期体験学習を実施し、企業、病院、薬局等の現場の施設を直に研修し、キャリアに対する意識啓発を行っています。
- ウ ホームページには就職に役立つサイト一覧を掲示し、学生は24時間アクセスすることができます。
- エ 定期的なメールマガジンにより就職情報を提供しています。
- オ エントリーシート・履歴書・論文添削、自己分析、模擬面接、登録販売者直前講習、着こなし・マナーセミナーインターンシップ等を実施する他、「就職ガイドブック」を作成・配布し、就職準備を支援しています。
- カ 横浜薬科大学同窓会「浜薬会」と連携し、卒業生からの就職情報の提供、指導・助言等を得ることができるキャリアサポータープロジェクトを行っております。

## **7 意見の反映について**

### (1) 意見を収集するための組織や委員会を設置しています。

教務委員会、学生委員会及び厚生委員会は、学生の意見も聴取し対応しています。また、教務課、学生課、キャリアセンターなど事務各課も、同様です。学生委員会には学生相談員（若手の教員・助教、学生部長、公認心理師、看護師、事務職員）を配置し、学生が相談しやすいよう環境を整えています。

### (2) 意見を教育や学生生活に反映するための取組みを行っています。

図書館棟及び厚生棟に「提案箱」を設置して、学生の提案を受け付けています。それらの提案に応じて担当部署が検討を行い、対策を講じるとともに、検討結果を掲示しています。

## 8 安全管理について

### (1) 実験・実習及び卒業研究等に必要な安全教育の体制を確立しています。

実習における安全教育は2年次より開始する物理系、化学系、生物系の各実習の最初の時間に行われています。手袋、保護メガネなどの保護具の使用法と各分野で用いられる試薬の安全な取扱法などの基本的な実習安全指導、事故防止に必須の態度の教育を行っています。また、卒業研究などで動物実験や遺伝子組み換え実験を行う学生に対しては、講習会を行い、講習を受けた学生のみが実験を行うことができる体制としています。

### (2) 学生に対して必要な各種保険（傷害保険、損害賠償保険等）に加入しています。

学生が、正課中、課外活動中及び通学中にけがを負った場合に備え、「学生教育研究災害傷害保険(学研災)」に大学が全学生を被保険者として加入契約をしています。また、学生が、大学計画の活動等で他人にけがを負わせたり、他人の財物を損壊したりした場合の損害賠償責任に備え、「学研災付帯賠償責任保険(付帯賠償)」に全学生を被保険者として加入契約をしています。

### (3) 各種事故、災害対応のマニュアルを作成し、学生に配布しています。

年度初めのガイダンスにおいて、全学生に対して、学生が陥る可能性がある SNS、お金のこと・詐欺・悪質商法、住まい・防犯、薬物、飲酒、性、通学に関する危険性、注意事項などを教育しています。1年次には、それらが網羅された読本を配布しています。また、地震や火災等の緊急時における対処法を解説した「大地震対応マニュアル」を作成して、全教職員と学生に配布しています。